

第13回秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会議事録

○開催概要

- 1 日 時 平成28年11月8日(火) 14:00～15:00
- 2 場 所 秋田市役所5階 第2委員会室
- 3 委員の定数 17名
- 4 出席委員 15名
折田 仁典 委員、高田 克彦 委員、野口 秀行 委員、
星崎 和彦 委員、澤田 享 委員、恒松 良純 委員、
照井 丈大 委員、吉田 豊史 委員、石塚小枝子 委員、
高井志津子 委員、樋渡 博子 委員、瓜田 智哉 委員、
赤田 英博 委員、酒井 俊一 委員、
田口 和弘 委員(秋田河川国道事務所長 代理)
- 5 欠席委員 2名
鈴木 亮 委員、佐藤 和義 委員
- 6 議事録署名委員 澤田 享 委員、樋渡 博子 委員

○次第

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 市長あいさつ
- 4 議題
 - (1) 会長選任
 - (2) 会長職務代理者指名
 - (3) 議事録署名委員指名
 - (4) 専門部会長指名
 - (5) 専門部会委員指名
- 5 その他
 - (1) 景観重要建造物等保存事業費補助金について
 - (2) 保存樹制度について
- 6 閉会

○資料

- 1 次第
- 2 審議会委員名簿
- 3 座席表
- 3 会長の選任等について
- 4 専門部会の設置について
- 6 専門部会長・委員構成案(景観形成専門部会・都市緑化推進専門部会)
- 7 景観重要建造物等保存事業費補助金について(報告資料)
- 8 秋田市指定保存樹の指定解除について(報告資料)

○審議内容

4 議題

- (1) 会長選任
- (2) 会長職務代理者指名
- (3) 議事録署名委員指名
- (4) 専門部会長指名
- (5) 専門部会委員指名

(1) 会長選任

幹事

会長職については、秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例第11条第2項の規定により、会長は委員の互選により定めることとしているが、いかが取りはからうか。

委員

これまで当審議会会長を務めていただき、都市計画を含めたまちづくり全般の経験、知識が豊富で幅広い見識のある折田委員を会長に推薦する。

幹事

折田委員の推薦があったが、他に推薦はあるか。
折田委員の他に推薦がないことから、折田委員を会長とすることで異議はないか。

各委員

異議なし

幹事

異議がないため、審議会会長は折田委員に決定する。

(2) 会長職務代理者指名

会長

秋田市都市環境の創造および保全に関する基本条例第11条第4項に基づく会長職務代理者を指名する。
会長職務代理者は、野口委員にお願いする。

委員

了承

(3) 議事録署名委員指名

会長

学識経験者と行政機関から、澤田委員と樋渡委員に議事録署名委員をお願いする。

両委員

了承

(4) 専門部会長指名および (5) 専門部会委員指名

会 長	<p>当審議會は、専門の事項を処理するため、景観形成専門部会と都市緑化推進専門部会を置いており、この専門部会の構成等については、事務局より説明をお願いします。</p> <p>また、部会長および専門部会の委員構成について、事務局で案があったら、私の方で確認の上、指名するので、説明と併せて案の提示もお願いします。</p>
事務局	<p>(専門部会について説明) (会長へ「部会長・委員構成案」を渡す)</p>
会 長	<p>部会長・委員構成案について、各委員へ配付をお願いします。</p>
事務局	<p>(各委員へ配付)</p>
会 長	<p>部会長および委員構成案について、事務局より説明はあるか。</p>
事務局	<p>(部会長・委員構成案について説明)</p>
会 長	<p>部会長および委員構成案については、部会審議が円滑に進むよう考慮しており、景観形成専門部会長に恒松委員、都市緑化推進専門部会長に野口委員を指名する。</p>
両委員	<p>了承</p>
会 長	<p>専門部会委員の指名については、委員構成案のとおり指名するので各委員には、それぞれの専門部会での調査・審議をよろしくをお願いします。</p>
委員一同	<p>了承</p>
	<p>5 その他</p>
会 長	<p>次に、その他事項として事務局から何かあるか。</p>
事務局	<p>「景観重要建造物等保存事業費補助金」および「保存樹制度」について概要説明</p>
	<p>質疑応答</p>
委 員	<p>専門部会で話し合う内容と思われるが、現行の保存樹制度の最適化が必要と考えている。</p> <p>私は、樹木医会に属しており、昨年9月に保存樹の調査をしたが、実態が現場と合っていないと感じた。</p> <p>景観に与える保存樹の重要性を知っていただきたい。</p>

- 会 長 秋田市内には約 2 千本の保存樹があるとのことだが、人口減少や財政状況が厳しい中ではあるが、行政として市民に対し十分な説明を行い、市民が納得のいく施策の実現に向け取り組んでいただきたい。
- 委 員 この審議会に出席して初めて景観および保存樹の制度を耳にした。これまでの審議会や専門部会の議事録や開催状況について公表しているのか。
- 事務局 秋田市役所のホームページで公開しているので、確認していただきたい。
- 委 員 これまでの景観重要樹木の補助金活用実績はないとの説明があったが、保存樹の支援制度の活用実績はあるのか。
- 事務局 保存樹への支援は、「緑のまちづくり活動支援基金」によるもので、平成 22 年度以降 8 件の支援を行っており、今後も継続して実施するものである。
- 委 員 審議会や専門部会は、こういった場合に開催するのか。
- 事務局 資料 2 の 3 「審議会と専門部会の所掌事務」に記載している案件が発生した場合に開催することになる。
- 委 員 定期的に開催するのか。
- 事務局 例えば景観重要建造物等保存事業費補助金事業については、広報あきたやホームページを通じて、年 3 回事前協議を募集しており、案件が生じた時点で随時開催することになる。

6 閉会

これは、平成 28 年 1 月 8 日に開催された「第 13 回秋田市都市環境の創造および保全に関する審議会」の議事録である。